

平成 28 年 10 月 4 日

介護保険制度における軽度者への住宅改修及び福祉用具貸与給付の継続要望と 住宅改修の有効な実施のための提案（意見書）

福祉住環境コーディネーター協会
会長 竹下隆夫

現在、社会保障審議会介護保険部会において、次期介護保険制度改革に向けての軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等についての給付の見直しや地域支援事業への移行、及び「原則自己負担（一部補助）化」が検討されています。

本協会は、下記の理由から、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けにこそ必要とされる住宅改修及び福祉用具貸与について、現行どおり介護保険の保険給付の対象として継続することを要望するとともに、住宅改修がより適切かつ有効に実施されるための提案を記させていただきます。

記

1. 継続を要望する理由

申し上げるまでもなく、介護保険制度の本来の主旨・基本理念は、要支援・要介護高齢者の自立支援と重度化の防止にあり、その結果としての健康寿命の延伸にあります。そしてそのことこそが、将来的な介護保険給付費の増大を未然に防ぎ、社会保障制度の持続可能性確保に寄与することにつながります。

わが国の超高齢化の進展において地域包括ケアシステムの構築は必須の課題です。その基盤となる在宅医療・在宅介護の連携を構成する中心は、要支援・要介護状態になっても日常生活の場となる住まいにあります。住宅改修や福祉用具利用の目的は、居宅での生活動作の自立（ADL の維持・改善）を支え、外出等を可能にして引きこもりを防ぎ（IADL の向上）、日常生活を安全・安心・快適におくれるようにする（QOL の向上）ことにあります。

生活動作の自立は人間としての尊厳であり、精神的な自立は生活全体に意欲をもたらす源泉です。そして、その結果としての健康寿命の延伸は介護量の軽減（生活援助サービスの適正利用、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減）にも寄与します。

福祉用具は高齢者の自立生活を支える重要な道具であり、住宅改修は自立生活を可能にする住環境整備であるとともに、福祉用具がより適切に利用できる環境づくりの基盤です。実際、現行の介護保険制度による住宅改修と福祉用具貸与はセットで活用されており、要支援・要介護状態になっても出来る限り永く住み慣れた自宅で日常生活をおくりたい、という利用者の切実な願いに応えるものとなっています。

わが国の高齢者のいる世帯の持家率は高く 8 割を超えていますが、バリアフリー化された住宅は極めて少なく、段差のない室内、車椅子の移動が自由な廊下のある住宅はその 1 割にも達していません（国土交通省「住生活総合調査」平成 20 年）。また、住宅に起因する高齢者の事故死は交通事故死の倍近い状況にあり、家庭内事故による高齢者の

入院は死亡事故の約 50 倍発生していると推定されています（国民生活センター「病院危害情報からみた高齢者の家庭内事故」平成 20 年）。

現在、確かに住宅改修も福祉用具貸与も改善されなければならない課題を抱えています。福祉用具については、より専門的知識・経験を有する者の育成・配置や価格の見える化等が、住宅改修については、事業者の登録制がないため技術・施工水準のバラツキが大きく、やはり適切なプランニングやアフターフォローが出来る専門家の育成や配置が求められております。

しかし、住宅改修も福祉用具も適切に活用されれば大きな効果を持つことが既に実績として証明されており（添付事例及び調査ご参照）、仮にこれらの利用が原則自己負担化されることになれば、玄関・階段・トイレ・浴室の手すりの設置や段差解消等の改修、及び歩行器・車椅子等の利用の減少が避けられず、廃用症候群（生活不活発病）や転倒、骨折等が発生しやすくなり、介護度の重度化を招くことは必定です。

このことは、介護保険給付費の抑制という意図に反して、従来なら生じることのなかった新たな保険給付を増大させ、むしろ保険財政の悪化を招くことになりかねません。

2. 提案

現状、地域包括ケアセンターに住宅改修に関する相談が多く寄せられています。それは、要支援者ないし要介護者本人の視点に立って在宅生活上の問題点を抽出し、気づきの喚起につなげる住環境ニーズを発見し、モニタリングにつなげる体制が不十分であることに起因しています。こうした状況を改善するために下記の実施を提案します。

（1）介護保険制度を利用する事業者に対して、都道府県単位で登録制度を導入する

- ・登録に際しては、事業者の概要、サービス可能地域、サービス体制、契約書の有無、損害保険加入の有無等、利用者が事業者を選定する際に必要な情報提供とともに、代表的な改修工事の料金体系の情報提供を義務づける。
- ・都道府県は、介護サービス情報の提供システムに、新たに住宅改修事業者情報を追加する。
- ・都道府県は地域包括支援センターに、登録事業者情報を提供する。

（2）登録事業者及び地域包括ケアセンターに、福祉住環境コーディネーター 2 級以上取得者ないしそれと同等の知識・経験を有する者の 1 名以上の配置を義務づける

- ・登録事業者の質の担保を可能にするとともに、地域包括ケアセンターにおける相談対応を可能かつ円滑にするため、福祉住環境コーディネーター 2 級以上取得者ないしそれと同等の知識・経験を有する者の配置を義務づける。

※「それと同等な知識・経験を有する者」とは、平成 26 年度老人保健健康増進等事業国庫補助事業「介護保険制度における住宅改修事業者研修テキスト」に基づいて開催する都道府県による講習会の受講修了者とする。

（3）住宅改修にリハビリ職との組み合わせの導入を図る

- ・住宅改修による ADL の維持・改善や IADL の向上の効果を確認・指導するため、リハビリ職との組み合わせを住宅改修の要件とする。

以上